

# 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習

## 開催のお知らせ

当連合会では長野労働局長より「木造建築物の組立て等作業主任者技能講習」の登録教習機関として認可を受け、すでに約8,000人を対象に同講習を実施してきました。

今般、同講習を下記にて開催することとなりました。この作業主任者制度は、労働安全衛生法の一部改正によって新たに加わったもので、昭和58年6月1日より軒高5メートル以上の木造建築物の組立て等の作業には、作業主任者の選任が法律で義務づけられています。

つきましては、関係者もれなく資格を取得して、労働災害の防止をはかられますようご案内申し上げます。

なお、受講を希望される方は受講資格を確認の上、所定の申込書に受講料を添えて、指定の申込先に申込んで下さい。

### 1. 開催日時及び会場

開催日時 2024年11月5日(火)～11月6日(水) ※両日とも8:40受付開始(予定)

会場 建労会館(松本市宮沢本村1-2)

TEL 0263-39-7200

※受講申込者数により開催を中止する場合があります。中止が決定した場合は速やかに連絡し、納入された受講料を返金します。

### 2. 受講料と申込み方法(受講料は税込です)

組合員 : 9,000円 ※一部受講免除者については、7,000円

なお、非組合員の場合はテキスト代1,616円(税込)が別途かかります。(組合員は不要)

※主催者都合により開催を中止した場合を除き、納入された受講料は返金しませんので、ご了承下さい。

#### 組合員

申込書類一式(「木造建築物の組立て等作業主任者技能講習受講申込書」、「技能講習会受講者調査票」)に必要事項を記入し、労働保険番号裏付け書類(雇用保険被保険者は被保険者証の写し、一人親方労災特別加入者はその加入者番号がわかる書類の写しまたは所属建設労働組合発行の一人親方労災保険加入済証明書等)、写真2枚(縦2.5cm×横2.2cm、必ず裏面に氏名を記入)と受講料(9,000円)を添えて所属組合へ申し込んでください。

組合員外 (テキスト代が別途かかりますのでご注意ください)

下記の口座へ受講料(10,616円または8,616円・税込)を振り込み、振込依頼書の写しと申込書類一式(「木造建築物の組立て等作業主任者技能講習受講申込書」、「技能講習会受講者調査票」)、労働保険番号裏付け書類(雇用保険被保険者は被保険者証の写し、一人親方労災特別加入者はその番号がわかる書類の写し等)、写真2枚(縦2.5cm×横2.2cm、必ず裏面に氏名を記入)を建設労連に郵送または持参してください。

※インボイス対応の領収書が必要な事業者は①受講日②インボイス登録番号③受講者名を記載し、「[jutaku@r-kensetu.gr.jp](mailto:jutaku@r-kensetu.gr.jp)」にメールを頂ければ添付し返信します。

※補助金申請に必要なため、必ず、雇用保険番号、一人親方労災特別加入番号等を「技能講習会受講者調査票」にご記入願います。未記入の場合は、事業所、受講者に問い合わせをさせていただく場合があります。

**長野県労働金庫 松本支店 (普) 8556693 建設労連作業主任**

### 3. テキスト

木造家屋建築工事の作業指針(建設業労働災害防止協会)

### 4. 受講申込書

各組合事務局、建設労連に用意してあるほか、建設労連ホームページよりダウンロードできます。

### 5. 申込締切日(必着)

**2024年 10月 17日(木)**

ただし、定員に達した場合はその時点で締め切ります。

### 6. 受講資格

(1) 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業に三年以上従事した経験を有する者。

(2) 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒

業した者で、その後二年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者。

(3) その他労働大臣が定める者。

次の各号に掲げる者で、当該訓練を修了した後二年以上木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業に従事した経験を有する者とする。

- (1) 能開法第二十七条の準則訓練である養成訓練のうち、能開法施行規則別表第三の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科及び別表第三の二の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練を修了した者。
- (2) 能開法第二十七条第一項の指導員訓練のうち、能開法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練を修了した者。
- (3) 職訓法施行規則の一部を改正する省令附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の養成訓練のうち同令による改正前の職訓法施行規則別表第二の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科若しくはプレハブ建築科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第八条第一項の養成訓練のうち旧訓練法施行規則別表第二の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科若しくはプレハブ建築科の訓練を修了した者。

7. 講習科目の一部免除

受講の免除を受けることができる者	免除される講習科目
(1)型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 (2)足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 (3)鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 (4)建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	ロ. 工事用設備、機械、器具、作業環境に関する知識 ハ. 作業者に対する教育等に関する知識
(1)建築科、とび科、プレハブ建築科の職業訓練を修了した者 (とび科の訓練を修了した者にあつては当該訓練において木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科の訓練を修了した者にあつては当該訓練において木質構造施工についての技能を専攻した者に限る。) (2)能力再開発訓練のうち建築科、とび科、プレハブ建築科の訓練を修了した者（とび科、プレハブ建築科については(1)と同様） (3)建築大工、とびの一・二級技能検定に合格した者	イ. 木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識 及び上記ロ
建築科、とび科、プレハブ建築科の職業訓練指導員免許を受けた者	上記 イ、ロ、ハ

8. 講習時間割及び講習科目

	時 間 割	講 習 科 目
第 一 日	9:00～12:10 (休憩 10分)	工事用設備、機械、器具、作業環境に関する知識
	12:10～13:00	昼 食
	13:00～17:15 (休憩 15分)	木造建築物の構造部材の組立て等に関する知識
第 二 日	9:00～12:10 (休憩 10分)	木造建築物の構造部材の組立て等に関する知識、関連する諸工事に関する知識、作業者に対する安全教育及び指導に関する知識
	12:10～13:00	昼 食
	13:00～14:30	関連する諸工事に関する知識、安全教育及び指導に関する知識
	14:35～16:05	関 係 法 令
	16:05～17:05	試 験

※) 但し、会場の都合で多少時間が変更される場合もあります。

9. 修了証について

所定の技能講習を受講し、かつ修了試験に合格した者に対し、修了証を交付します。

この修了証は、作業主任者としての資格証ですので、紛失等のないよう保存するとともに、万一紛失又は書換えを必要とするときは、建設労連または各組合事務局に所定の手続きで申請して下さい。

10. 受講票について

開催日のおよそ3日前を目途に郵送します。受講当日、忘れずに持参してください。

11. 受講者の心得と持参用具

※) 受講者は次のことを厳守すること。

- 1 乗り合わせての御来場に御協力下さい。
- 2 受講者は会場に開会10分前に入場のこと
- 3 入場の際、受講票を受付に提出のこと。
- 4 受講の際は、講師及び担当者の指示に従うこと。

<持 参 用 具>

- 1 受講票及び筆記用具(鉛筆、ノート、消しゴム)、上着

長野労働局長登録教習機関  
長野県建設労働組合連合会  
(登録番号：第52号 有効期限：令和11年3月30日)  
〒390-0864 松本市宮沢本村1番2号  
TEL 0263-39-7200 FAX 0263-39-7202